

公開・非公開の別

公開  部分公開

非公開

## 第6回 浜松市こどもの権利に関する条例検討委員会

- 1 開催日時 令和8年3月23日(月) 15:30～16:45
- 2 開催場所 こども家庭部 大会議室(ザザシティ浜松 中央館5階)
- 3 出席状況  
委員 藤田 美枝子、伊豆田 悦義、原田 博子、有菌 亮太郎、  
河合 洋子、徳田 義盛、中村 勝彦、渡辺 博幸、土屋 憲司  
欠席委員 大嶋 正浩、雨宮 寛、宮崎 正、一條 典之  
事務局 こども家庭部：野田部長  
こども若者政策課：園田課長、藤井課長補佐、  
足立青少年育成センター所長、袴田、  
鈴木管理・育成グループ長、西主任、中山  
子育て支援課：小山課長、仲谷家庭支援担当課長  
児童相談所：池田所長
- 4 傍聴人 3人
- 5 内 容 <<議事>>  
(1)「(仮称)浜松市こどもの権利条例」の素案  
(2)その他  
・今後の予定
- 6 会議録作成者 こども若者政策課 管理・育成グループ 中山
- 7 記録の方法 発言者の要点記録  
録音の有無  有・無

## 8 会議記録

### 1 開会

### 2 議事

#### (1) 「(仮称) 浜松市こどもの権利条例」の素案

【説明】 こども若者政策課（園田課長）

（徳田委員）

資料1について、条例第5条第2号「家庭的な環境又は家庭と同様の環境」とありますが、『家庭又は家庭と同様の環境』と表現を修正した方が、分かりやすいと思います。

（原田委員）

「家庭と同様の環境」とは、どのような環境なのか、市民に分かりやすい表現にさせていただきたいです。

（徳田委員）

家庭とは、父母又は親族と生活し養育される、こどもにとって唯一無二の場のことです。

家庭と同様の環境とは、家庭での養育が困難な場合、里親やファミリーホームなど、父母又は親族に代わる者が家庭と同じような環境でこどもと生活し、養育する場のことです。

（こども若者政策課・園田課長）

第5条第2号の表現については、検討します。また、条文のみでは意味が分かり難い箇所は、逐条解説で説明していきます。

（藤田委員長）

（仮称）浜松市こどもの権利条例の逐条解説について、前文の4段落目の解説文に「「全てのこどもが健やかで幸せに成長できるまち」を実現するために条例を制定する」とありますが、その前に『こどもの権利を保障し、』という文言を追記してほしいです。

（こども若者政策課・園田課長）

検討させていただきます。

（原田委員）

条例第5条第1号「学びの機会」とありますが、逐条解説には、学校外のフリースクールや通信制課程での学習など、「学びの機会」が具体的に説明されているため、『多様な学びの機会』と表現を修正したほうが良いと思います。

また、条例第25条「浜松市こどもの権利月間」について、周知内容や事業内容等の具体的な取組を記すと良いと思います。

(こども若者政策課・園田課長)

条例第5条第1号「学びの機会」について、表現を検討させていただきます。

条例第25条「浜松市こどもの権利月間」について、条例において具体的な事業等を定めることで、柔軟な対応ができなくなることから、考え方を条例で定め、事業内容等は、浜松市こども計画にて定めることとしています。

(藤田委員長)

条例第12条「学校等関係者の責務」について、こどもの権利を学校で教えていくことが必要であるため、こどもの権利の周知を責務に追記してほしいです。

(徳田委員)

条例第12条「学校等関係者の責務」について、藤田委員長と同意見です。

学校は、学びの場の中心であるため、教師は、こどもと共に学校運営等を行い、それらの実践を通して、こどもがこどもの権利を学ぶことができるようにしていただきたいです。

(渡辺委員)

学校について、こどもと共に学校運営を行ったり、授業等においてこどもの権利を学んだりするということは、既に実施されています。

(こども若者政策課・園田課長)

学校等関係者について、条例第2条「定義」において、学校を含む施設又は団体の関係者と定めています。そのため、条例第12条「学校等関係者の責務」には、学校だけではなく、こどもが育ち、遊び、学び又は活動するために利用する施設又は団体の責務を定めています。

こどもの権利の保障について、特に重要なことは、こどもの意見表明とこどもの権利に関する周知啓発と考えています。そのため、条例を制定するにあたり、第22条「こどもの意見表明と反映」、第24条「こどもの権利の周知啓発」は、別条にて定めています。

学校におけるこどもの権利の周知啓発は、渡辺委員の御説明のとおり、学校にて実施されていますが、条例及びこどもの権利に関する周知や理解促進が図られるよう、教育委員会と連携しながら実践していきます。

(渡辺委員)

条例第12条第3項「学校等関係者は、こどもが虐待、体罰、いじめ等のあらゆる暴力を受けることなく、安心して過ごすことができるよう、必要な環境整備に努めるものとする」について、学校として、体罰防止に関する環境整備は当然のことと思いますが、虐待防止に関する環境整備は、学校では違和感があります。

(藤田委員長)

学校の先生が虐待をするということではなく、学校には、家庭で虐待を受けているこどもが在籍している場合があります。例えば、性的虐待は、保護者には言い難いため、養護教諭に相談することもあります。学校は、家庭の様々な問題を背負ったこどもがいますので、適切な対応を

していただきたいです。

また、学校等関係者は、こどもの身近にいる大人です。こどもがＳＯＳを出しやすい環境整備に努めることは重要だと思います。

（児童相談所・池田所長）

環境整備について、こどもが学校の先生や学校等関係者へＳＯＳを出しやすい雰囲気を作ることは重要であるため、環境整備という表現は適していると思います。

（土屋委員）

条例第 12 条第 3 項について、「必要な環境整備」とありますが、学校等関係者における環境整備のことか、家庭を含めた環境整備のことなのか、何を指しているのか教えていただきたいです。

（藤田委員長）

児童虐待防止法では、虐待は、保護者が監護する児童に対して行う、心身の健全な成長を妨げる行為と定義されています。学校には、家庭で虐待を受けているこどもが在籍していることもあるため、保護者と学校が連携して、こどもを守っていく必要があると思います。

（こども若者政策課・園田課長）

条例第 12 条「学校等関係者の責務」には、学校だけではなく、こどもが育ち、遊び、学び又は活動するために利用する施設又は団体の責務を定めていることから、虐待防止に関する環境整備も定めています。

また、同条第 5 項では、「保護者及び地域社会と積極的に連携し、支援を行うよう努めるものとする」と定めており、学校等関係者は、こどもの養育及び教育について、保護者や地域社会と連携して支援を行うことを示しており、「必要な環境整備」については、幅広く捉えていただきたいと思います。

委員の皆様からいただいた意見は、市民とっても分かり難い部分だと思いますので、逐条解説の内容を検討します。

（河合委員）

条例について、市民には分かり難い文面が多くあると思います。例えば、条例第 12 条第 4 項は、『及び』や『並びに』など、あまり聞き慣れない表現が含まれています。もう少し、分かりやすい表現にしていきたいと思います。

（こども若者政策課・園田課長）

条文の文面は、出来るだけ分かりやすい表現を用いていますが、条例の書き方のルールに則っているため、聞き慣れない表現もあると思います。分かり難い箇所は、逐条解説を御覧いただけると有難いです。

(藤田委員長)

条例第 22 条第 1 項について、「こども施策」とありますが、こども施策には、こどもの意見表明も含まれていますか。

(こども若者政策課・園田課長)

こども施策は、条例第 9 条第 1 項にて「教育、福祉、保健その他こどもに関するあらゆる施策」と定義しております。条例第 22 条第 1 項は、こども施策や取組等について、市及び学校等関係者は、こどもが意見を表明する機会及び場を設けることを定めており、こどもの意見表明に必要な環境整備に努めるものです。

(藤田委員長)

こどもの意見表明に必要な環境整備の具体例の一つとして、逐条解説に意見表明等支援員の派遣も追記していただきたいです。

(藤田委員長)

条例第 22 条第 3 項について、逐条解説にて「代弁者の選任」とありますが、具体的にはどのようなことを指していますか。

(こども若者政策課・園田課長)

アドボカシーを指しています。

(藤田委員長)

アドボカシーを指している場合、代弁者の具体例の一つとして、こちらの逐条解説にも、意見表明等支援員の派遣と追記していただきたいです。

(藤田委員長)

条例第 21 条第 1 項について、「こども施策を総合的かつ計画的に推進するための計画」とありますが、これは浜松市こども計画を指していますか。

(こども若者政策課・園田課長)

計画は、条例の施行における現時点では、浜松市こども計画を指していますが、今後、こども基本法等の改正により変更となる場合もあるため、具体的な計画の名称は記していません。

なお、条例の附則第 3 項にて、条例第 21 条第 1 項における「計画」は、条例の施行時点において、浜松市こども計画とみなすことを定めています。

(藤田委員長)

条例 16 条第 2 号について、浜松市こどもの権利救済委員会（以下「委員会」という。）は、自己の発意にて調査審議を行う際、市長の同意を得ると定められていますが、市長の同意を得なければ調査審議を行うことができないということでしょうか。

また、同号にて「自ら認める事案」とありますが、相談の申出の内容において調査審議を行う

ことはできますか。

(こども若者政策課・園田課長)

自己の発意における調査審議について、市の附属機関であることから、市長が自己の発意における調査審議の実施を知らなかったということの無いように定めたものであり、自己の発意における調査審議を拒むものではありません。

また、「自ら認める事案」は、第5回の条例検討委員会において伊豆田副委員長に御説明いただいたとおり、相談者が匿名希望にて相談された場合、相談者の名前を明かさずに調査を実施したり、相談の申出が無い場合においても、権利の侵害が懸念される事案に関して調査を実施したりするということが考えられます。そのため、「自ら認める事案」は、相談の申出の有無に関わらず調査審議を行うことができることを定めています。

(藤田委員長)

委員会について、相談の申出の内容に関して自己の発意による調査審議ができる場合、第14条第2項にて、市長が相談に応じることが定められており、同条第3項には、救済に申立てがあった際に委員会へ諮問すると定められています。相談の申出があった場合、市長から委員会への相談内容報告の流れを教えてください。

(こども若者政策課・園田課長)

委員会について、委員会を設置し、その委員会を補助する相談窓口を設ける予定です。

委員会が、相談の申出に対応することは難しいと思われるため、相談窓口で受付したものを市長が委員会に諮問し、審議してもらう流れを検討しています。

(伊豆田副委員長)

条例第16条「委員会の職務」について、相談の申出に関する職務が定められていないため、相談窓口から委員会に情報共有が図られないことが懸念されます。相談の申出に関する内容は、委員会と必ず情報共有し、委員会が対応を確認できるような流れとし、相談の申出に関する情報が埋もれてしまうことの無いようにしていただきたいです。

また、同条第2号について、「市長の同意を得る」ではなく、市長は、自己の発意における調査審議を拒むものではないということが読み取れるように「市長は委員会の意見を尊重する」等と表現を検討していただきたいです。

(こども若者政策課・園田課長)

委員会の職務について、委員会が相談の申出に当初から関わるように読み取れてしまうことから、本市では、委員会は市の附属機関であるため、諮問答申の考えに基づき条文を定めました。

なお、相談窓口と委員会が連携を図りながら対応していけるよう、相談の申出に関する情報共有等の運営に関する詳細は、規則等において定めていくことを考えています。

(伊豆田副委員長)

規則等について、作成案を見せていただけると、救済相談機関の運営の流れがイメージし易いです。

(こども若者政策課・園田課長)

現在、条例の規則案を作成しています。次回、最終版ではありませんが、御確認いただけるように準備いたします。また、救済相談機関のフロー図は、第5回の条例検討委員会において、参考資料として配付させていただきましたが、その後、修正等もありましたので、併せて準備いたします。

(伊豆田副委員長)

こどもの意見表明について、学校等関係者の対応は、第12条「学校等関係者の責務」にて定めるのではなく、別に条例第22条「こどもの意見表明と反映」にて定めていると説明していただきましたが、こどもの意見表明の機会が求められるのは、学校や施設等に多くあると思うため、条例第22条の条文を引用する形でもの良いため、第12条にも定めることを検討していただきたいです。

また、条例第22条について、「こども施策、取組等」とありますが、取組等とは、具体的にはどのようなことでしょうか。こども施策は、条例第9条において定義されていますが、取組等は、説明が無いため、逐条解説等において具体例が記されていると分かりやすいです。

そして、条例第22条第4項について、「こどもの意見を尊重する」という内容を追記すると良いと思います。

(こども若者政策課・園田課長)

検討させていただきます。

(2) その他

【説明】 こども若者政策課 (園田課長)

(伊豆田副委員長)

パブリック・コメントについて、令和8年7月実施予定とのことですが、実施期間を教えてください。また、パブリック・コメントの周知について、こどもの権利条例を制定するということを十分に周知していただきたいです。

(こども若者政策課・園田課長)

期間は、1ヶ月程度を予定しています。

(伊豆田副委員長)

パブリック・コメントについて、条例の規則案も公表される予定ですか。

(こども若者政策課・園田課長)

条例の規則案は、パブリック・コメントにて諮るものではないため、公表はしません。なお、条例の分かり難い箇所を説明できるように逐条解説を添付する予定です。

(中村委員)

パブリック・コメントについて、こども向けの条例も作成していただき、こどもにも意見聴取をお願いします。

(こども若者政策課・園田課長)

条例の分かりやすい版は、逐条解説になります。パブリック・コメントにて、条例とは別に「こども版」を作成し、こどもに意見聴取を行うことは、本市が定めるパブリック・コメントの実施方法から外れてしまうため、正式なパブリック・コメントとしての実施は難しいです。

こどもに対する条例の意見聴取は、別の方法を検討していきたいと思います。

(伊豆田副委員長)

パブリック・コメントにおいて、こどもから意見聴取をするのは難しいと思いますが、こどもの権利条例を制定するものであるため、こどもに条例の内容に関して幅広くオープンに意見聴取を行う必要はあると考えます。こどもに分かり易い資料等を作成し、パブリック・コメントとは別に、こどもが意見を言えるような場の準備を検討していただきたいです。

また、ワークショップ等は、限られた参加者のみの意見聴取となってしまうため、県と共同利用している「こえのもりしずおか」等を活用し、教育委員会と連携しながら学校経由にて意見聴取を行うのも良いと思います。

(徳田委員)

パブリック・コメントについて、年齢制限は無いため、こどもから意見を聴くことは可能だと思いますが、こどもにとって難しい資料等を見せ、的確な意見を得ることは難しいと思います。おとなが勝手に作成したこどもの権利条例ではなく、市は、このようなことを考え、そのために条例を制定するということがこどもに伝わるような、こどもへの対応をお願いしたいです。

(こども若者政策課・園田課長)

条例を作成するにあたり、第3回の条例検討委員会にて報告させていただいたとおり、教育委員会に協力していただき、市内の小中学校16校と高等学校3校に「こどもの権利に関するアンケート」を実施しました。また、こどものこえを幅広く聴くことができるように同様のアンケートを市ホームページや「こえのもりしずおか」においても実施しました。

結果は、総数6,900件以上の回答を得ることができ、条例は、これらの意見を踏まえて作成しています。

(藤田委員長)

こどもの権利条例は、こどものこえを聴き、その意見を反映して条例を作成していくことが大切だと思います。

また、パブリック・コメント等を通して、大人や子ども等に条例の施行を幅広く知ってもらい、意見があれば意見を寄せていただき、条例第 25 条のように、子どもの権利に関して市民の関心と理解が深まっていくと良いと思います。

### 3 閉会